

もし病気やけがをしたときは…？ ～傷病手当金～

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

●傷病手当金の支給要件と支給期間

支給要件

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないときに、勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部又は一部が支給されなくなったとき。

支給期間

同一傷病について、待機期間3日を経過した日から通算して1年6か月間。

※傷病手当金の支給が満了した日の翌日から引き続き勤務ができない場合、傷病手当金の支給期間が満了した翌日から6か月に達するまで傷病手当金附加金が支給される。

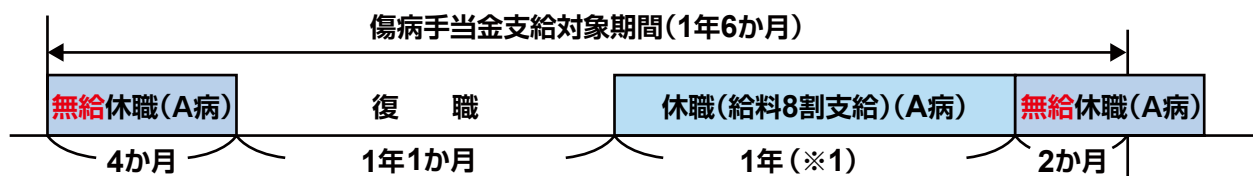
●傷病手当金に関するQ&A

Q 以前、同じような病気で休職していたことがありますが、傷病手当は支給されますか？

A 「同一の傷病」とは、1回の病気または負傷であって、治癒するまでをいい、傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病であれば同一傷病となります。

過去に同一の傷病で休職していたことがあり、いったん復職した後、その病気が治癒することなく再度休職に入った場合は、両休職期間を通算します。

また、勤務をしなかった期間に報酬が支給された期間があった場合（以下※1の期間）は、その期間も傷病手当金の支給期間に算入されます



Q 退職後、傷病手当金は支給されますか？

A 1年以上組合員であった方が退職したときに、傷病手当金の支給要件を満たしている場合は、退職しなかったならば受けられる期間について継続して支給されます。ただし、ご自身で健康保険の掛け金を負担し（国民健康保険か共済組合の任意継続に加入していること。被保険者は支給不可）かつ継続して就労することができない旨の医師の証明が毎月必要となります。

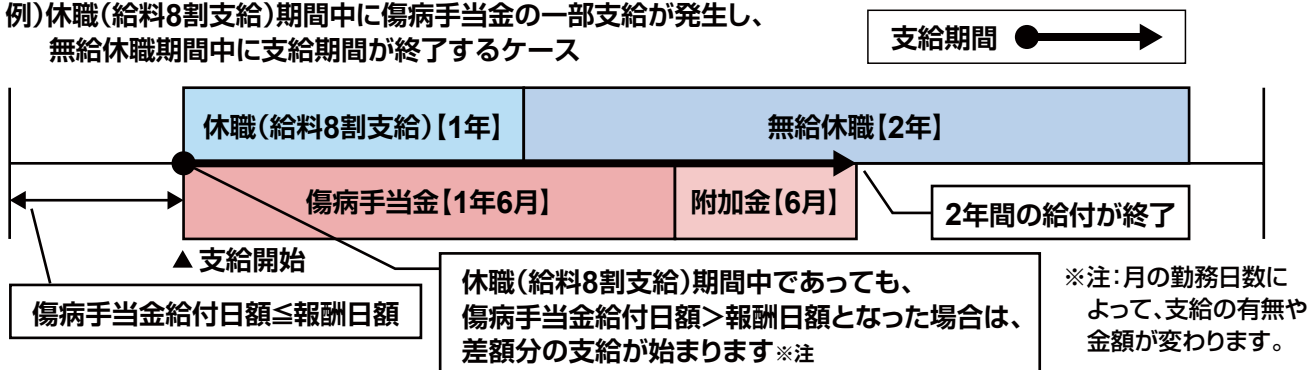
なお、退職後は傷病手当金附加金の支給はありません。

Q 平成27年10月から標準報酬制が始まりましたが、注意することはありますか？

A1 報酬との調整について

平成27年10月より休職中に報酬の一部が支給された場合であっても、傷病手当金が一部支給されることがあります。また、一度支給が始まると、以後の期間については報酬日額が傷病手当金給付日額を上回ったとしても、傷病手当金の支給期間に算入することになり、無給休職期間中に傷病手当金の支給が終了する場合があります。一部支給される対象かどうかを試算する必要がありますので、1年目の休職開始時に所属の担当までご相談ください。

例) 休職(給料8割支給)期間中に傷病手当金の一部支給が発生し、
無給休職期間中に支給期間が終了するケース



A2 各種年金等の調整について

障害共済(厚生)年金、障害基礎年金等が支給された場合、傷病手当金の支給額が調整されます。

平成27年10月からは在職中の方でも障害共済(厚生)年金を受給できるようになりましたので、ご注意ください。

遡って年金が支給された場合は、傷病手当金の返還が生じることがあります。